

札幌市保養センター駒岡指定管理者募集要項等に関する質問と回答

掲載日：令和元年8月27日（火曜日）

整理 番号	質 問	回 答
1	<p>【募集要項 8-(1)】 指定管理費（基準管理費）76,118 千円に係る、積算内訳を開示 いただきたい。</p>	<p>別紙をご参照ください。 なお、別紙は基準管理費を算出する際に使用したものであり、こ の内訳どおりの支出を求めるものではありません。</p>
2	<p>【募集要項 7-(1)】 消費税率改定に伴う条例設定料金の変更予定はあるか。 また、ある場合はその変更額や指定管理費（基準管理費）の減額 等の予定を開示いただきたい。</p>	<p>消費税率改定に伴い条例制定利用料が見直される可能性はあり ますが、変更金額・時期については未定です。</p>
3	<p>【仕様書第 5-2】 指定管理期間に予定している札幌市が行う修繕とそれに伴う休 館日数について。</p>	<p>配管設備工事に伴い、令和2年8月24日から令和2年8月30 日までの7日間を休館とする予定です。 また、期間は未定ですが、今後、以下の修繕を行うことを検討し ています。なお、これらの修繕による休館は予定していません。 ・屋外ステージ前人工芝修繕 ・庭園東屋の屋根修繕 ・屋外ベンチシェルター修繕 ・パットゴルフ場跡地の整備</p>
4	<p>【募集要項 1】 利用休止となっているパットゴルフ場について、今後の展望は決 まっているか。</p>	<p>パットゴルフ場として再開することは想定していません。跡地に ついては、指定管理者の工夫により活用することも検討していただ きたいと考えています。</p>

5	<p>【仕様書第 4-4-(1)】 受付カウンター業務を第三者委託した場合、金銭の授受が発生する可能性があるが、それは可能か。</p>	<p>フロント対応、各種案内・相談などの接客業務については、第三者委託を認めておりません。</p>
6	<p>【募集要項 7-(1)、募集要項 5-(1)】 屋外パークゴルフ場の運営に関し、仮に利用料を無料で提案した場合、道具のレンタル料の徴収やスコアカードの販売を行っても良いか。 また、ゴルフ場の芝のメンテナンス等のため、週 1 回程度の休場を設けても良いか。</p>	<p>レンタル料及びスコアカード料の徴収並びにパークゴルフ場に休日設けることは認められます。ただし、札幌市に事前協議の上、適正なものと認められた場合に限りです。</p>

札幌市保養センター駒岡基準管理費の内訳

(単位:千円)

区分		金額	備考
支出	人件費	32,226	賃金、報酬、共済費(社会保険費等)
	報償費	3,094	
	旅費	76	交通費
	需用費・備品購入費	3,084	事務用品、消耗品、備品、印刷製本費等
	光熱水費	21,836	
	燃料費	2,116	
	建物補修費	668	
	役務費	3,066	電話、ファックス、インターネット通信料、郵便料金等
	委託料	117,476	物的管理経費(清掃、警備、施設設備保守管理費等)
	使用量及び賃借料	11,193	
	公課費	6,225	
	小計(A)	201,060	
	消費税額(B)	20,106	A×消費税率10%
支出計(A+B)	221,166		
利用料金収入(C)	145,048	令和2年度～令和6年度まで同額	
A+B-C	76,118	基準管理費	